

「警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年3月7日から同年4月5日までの間、「警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

「警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令」及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第169号）
- (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第7号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年3月7日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
F A X	0件
郵送	0件

「警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案関係

(1) 指定自動車教習所の管理者の欠格要件に関する規定の整備について

この項目に対する御意見はありませんでした。

(2) 新法により新設された罪に当たる行為に対する行政処分に関する規定の整備について

この項目に対して、

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「新法」という。）第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）の罪は、第5条（過失運転致死傷）の加重類型と捉えるべきであり、第5条の罪と同様に取り扱うべきではないか（改正案の別表第2及び別表第5中「第二条から第四条まで」は「第二条及び第三条」とするべきではないか）

新法第6条同様、違反行為に付する点数についても無免許運転について加重するべきではないか

という御意見がありました。

新法第4条の罪については、人の死傷に対する故意は不要ですが、同条の罪に当たる行為は、アルコール等の影響の有無や程度が発覚するのを免れるための積極的な行為であるところ、このように危険運転致死傷罪による処罰を免れようとアルコール等の影響を隠蔽する行為は、その者の有する高度な悪質性・危険性の表れと考えられ、これらを行った者は、危険運転致死傷罪に当たる行為を行った者と同等の危険性を有していることが強く推定されるところです。そこで、新法第4条の罪に当たる行為に付する点数については、危険運転致死傷罪に当たる行為を行った場合と同様の点数を付すこととしたものです。

また、違反行為に係る無免許運転の加重に関しては、危険運転致死傷罪に無免許運転による加重類型を設けることとすると、運転殺人や運転傷害よりも高い点数を定めることとなりますが、自動車等を用いて故意に人を殺傷する行為よりも無免許運転による危険運転致死傷罪に当たる行為がより重く処分されることになるのは不合理であること、また、これまで道路交通法（昭和35年法律第105号）における点数制度では、同時に2以上の種別の違反行為を犯した場合においても、原則として、その最も高い点数によることとしていることなどから、新法第6条第1項から第3項までの罪に当たる行為については、新法第2条から第4条までの罪に当たる行為として点数を付すことで、当該行為者の危険性を評価することとしたものです。

2 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案関係

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案に対する御意見はありませんでした。